

業種	資本金の従業員額又は出資の総額	資本金の従業員額又は出資の数
一ゴム製品製造業（自動車又三億円	九百人	
二ソフトウェア業又は情報処理サービス業	五百万元	三百人
三旅館業	二百人	

(法第七条の二第二項第六号の政令で定める組合の規模)

第九条 法第七条の二第二項第六号に規定する協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。以下この条において同じ。）については、当該組合の出資の総額及び当該組合の直接若しくは間接の構成員の資本金の額若しくは出資の総額の合計額が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める資本金の額若しくは出資の総額以下である場合、又は当該組合が常時使用する從業者の額若しくは出資の総額の合計額が、同項第一号から第五号までに定める業種ごとに、当該各号に定める資本金の額若しくは出資の総額以下である場合、又は当該組合が常時使用する從業者を行ふことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。以下この条において同じ。）については、当該組合の出資の総額及び当該組合の直接若しくは間接の構成員の資本金の額若しくは出資の総額の合計額が、同項第一号に掲げる行為をすることを内容とするもの（法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、合併前に合併後存続する法人と公正取引委員会との間で行われる

した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第七条の二第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

(法第七条の二第一項第四号及び第七条の九第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法)

(法第七条の二第一項第四号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七条の九第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において得た金銭その他の財産上の利益の価額を合計する方法とする。

(法第七条の二第二項第五号の政令で定める事業者の範囲)

第八条 法第七条の二第二項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

(法第七条の二第二項第五号の政令で定める事業者の範囲)

(法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四及び第七条の五の規定の適用)

(法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四第一項第一号、第二項第二号から第四号まで又は第三項第一号若しくは一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出(以下この項並びに次条第一項及び第三項において「減免申請」という。)を行つた法人が合併により消滅したときは、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた次に掲げる行為(第五号に掲げる協議にあつては、当該消滅した法人の特定代理人(法第七条の五第九項に規定する特定代理人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)と公正取引委員会との間で行われたものを含む。)は、法第七条の八第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人と公正取引委員会との間で行われた行為とみなして、法第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。

一 減免申請

二 法第七条の四第五項の規定による通知

三 法第七条の四第六項の規定による求め

四 法第七条の四第六項の規定による求めに応じて行う事実の報告又は資料の提出

五 法第七条の五第一項の協議の申出及び協議

六 法第七条の五第一項の合意(同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするもの(法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継した子会社等がしたとみなされることは二以上の子会社等に対しても同一の子会社等に対する分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた前条第一項の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等がしたとみなされる違反行為に係る課徴金については、当該消滅した法人の特定代理人と公正取引委員会との間で行われたものを含む。)を行つた場合に限り、減免申請及び前条第一項第四号から第七号までに掲げる行為(法第七条の八第四項の規定により当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係るものに限る。)を行つた場合に限り、減免申請を単独で行つたものとみなして、当該子会社等について法第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合における減免申請を行つた事業者の数の計算については、当該行為を共同して行つた二以上の子会社等をもつて一つの事業者とする。

(法第七条の九第一項第一号の政令で定める売上額の算定の方法)

(法第七条の九第一項第一号に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 実行期間において被支配事業者に引き渡した商品又は提供した役務(当該被支配事業者が法第七条の九第一項に規定する違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次項において同じ。)の対価の額の合計額(次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額)

イ 実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合控除した額)

ロ 実行期間において商品が返品された場合返品された商品の対価の額

ハ 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が払渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支拂を行ふべき旨が書面によつて明らかに契約(一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるところにより算定した割戻金の額(一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められて

した各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為に係る課徴金には、及ばない。)がその二以上の子会社等に對して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該子会社等が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して該各号に定める従業員の数以下である場合に該各号に定める規模に相当するものとする。

(法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四第一項第一号、第二項第二号から第四号まで又は第三項第一号若しくは一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出(以下この項並びに次条第一項及び第三項において「減免申請」という。)を行つた法人が合併により消滅したときは、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた次に掲げる行為(第五号に掲げる協議にあつては、当該消滅した法人の特定代理人(法第七条の五第九項に規定する特定代理人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)と公正取引委員会との間で行われたものを含む。)は、法第七条の八第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる違反行為に係る課徴金については、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた前条第一項の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該消滅した法人と公正取引委員会との間で行われた前条第一項の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等と公正取引委員会との間で行われた行為とみなして、法第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。

た前項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為に係る課徴金には、及ばない。)がその二以上の子会社等に對して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該子会社等が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して該各号に定める従業員の数以下である場合に該各号に定める規模に相当するものとする。

(法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四第一項第一号、第二項第二号から第四号まで又は第三項第一号若しくは一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出(以下この項並びに次条第一項及び第三項において「減免申請」という。)を行つた場合に限り、減免申請及び前条第一項第四号から第七号までに掲げる行為(法第七条の八第四項の規定により当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係るものに限る。)を行つた場合に限り、減免申請を単独で行つたものとみなして、当該子会社等について法第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合における減免申請を行つた事業者の数の計算については、当該行為を共同して行つた二以上の子会社等をもつて一つの事業者とする。

3 法第七条の二第一項に規定する違反行為をし

た事業者が法人である場合において、当該法人

がその二以上の子会社等に對して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会

イに規定する商品と同一の商品の販売又は同号イに規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第二十条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において違反事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者と締結した契約により定められた同号イに規定する商品と同一の商品の販売又は同号イに規定する役務と同一の役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

同一の役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められて、違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に違反事業者が引き渡した同号口に規定する商品と同一の商品又は提供した同号口に規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者と違反事業者が締結した契約により定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第一項の算定

第二十四条 法第二十条の三の政令で定める売上額の算定の方法
（法第二十条の三の政令で定める売上額の算定の方法）
法第二十条の三に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるもの
を除き、違反行為期間において、法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に
該当するものに限る。次条において同じ。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価
の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、
当該各号に定める額を控除するものとする。
一 違反行為期間において商品の量目不足
質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の
の事由により対価の額の全部又は一部を控除
した場合 控除した額

三 規定に違反する行為（法第二条第九項第三号による。）に該当するものに限る。次条において同じ。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 違反行為期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約

4においては、同項第一号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者と違反事業者が締結した契約により定められた法第二条第九項第一号ロに規定する商品と同一の商品の販売又は同号ロに規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号ヘに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

拒絶事業者が違反事業者に引き渡す法第一条

三 合返品された商品の対価の額 渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合、違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、一定の期間内に販売する商品の数をもとに販売額を乗じて算定する）を支払うものとす。

定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻を行わない旨を定める（「一定の期間内に割戻を行わない旨を定める」を除く）。）があつた場合、違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第二十五条 法第十九条の規定に違反する行為に係る商品又は役務の付添がその販売又は提供に

いて、違反行為期間において当該行為において

この項において同じくにより定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第二項の算定においては、同項第一号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者と締結した契約により定められた法第二条第九項第一号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

際に定められている場合において、違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者に引き渡した同号口に規定する商品と同一の商品又は提供了同号口に規定する役務と同一の役務の対価の額の合計額と違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者と締結した契約により定められた同号口に規定する商品と同一の商品の販売又は同号口に規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前条第二項の算定においては、同項第三号に掲げる額に代えて、違反行為期間において拒絶事業者が違反事業者と締結した契約により定められた法第二条

係る商品又は役務の対価がその期初又は提供による契約の履行に定められてゐる場合においては、違反行為期間において当該行為において該行為の対価の額を合計額と引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計額と違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第二十二条の三に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計額と同一の方法とする。この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める

引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第二十条の四に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、違反行為期間において当該行為において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

(法第二十条の五の政令で定める売上額の算定)

3 拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその他
給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容
を制限した事業者の競争者に違反事業者が引き
渡す法第二条第九項第一号ロに規定する商品と
同一の商品又は提供する同号ロに規定する役務

第九項第一号ロに規定する商品と同一の商品の販売又は同号ロに規定する役務と同一の役務の提供の対価の額の合計額（前条第二項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

額を控除するものとする。
(法第二十条の四の政令で定める売上額の算定額の方法)
第二十六条 法第二十条の四に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるもの

第二十八条 法第二十条の五に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、違反行為期間において、法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に

1	この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十二月十七日）から施行する。
附 則	（平成一〇年六月二四日政令第二三五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1	この政令は、法の施行の日（平成十年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成一〇年六月二四日政令第二二九号）抄

(平成一〇年六月二四日政令第二二九号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月二一日政令第二一八六号）抄

(平成一一年七月二一日政令第二一八六号)

(施行期日)

1 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成十一年七月二十三日）から施行する。ただし、第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行令第九条第三号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年九月二九日政令第三〇三号）抄

(平成一一年九月二九日政令第三〇三号)

(施行期日)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第八条第一項の表の改正規定は、平成十一年十月二日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月三日政令第三八六号）抄

(平成一一年一二月三日政令第三八六号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第五条 旧中小企業者（第十二条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（以下この条において「旧施行令」という。）第七条に規定する業種に属する事業を主たる事業として営む者（第一号に掲げるものに限る。）であって、第十二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（以下この条において同条に規定する業種に属する事業を主たる事業として営む者（第一号に掲げるものを除く。）をいう。次項において同条に規定する業種に属するものに限る。）でないもの（第三号に掲げるものを除く。）の行為については、なお従前の例による。

き、当該行為のうち第十二条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始されたものについて適用し、施行日前に既になくなっているものについては、なお従前の例による。
一 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに旧施行令第七条に定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条に定める数以下の会社及び個人
二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに新施行令第七条に定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条に定める数以下の会社及び個人
三 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人である、陶磁製の食卓用品、台所用品若しくはタイルの製造業、織物の機械染色整理業、鉱業又は伸銅品製造業に属する事業を主たる事業として営むもの

同条に定める数以下の会社及び個人の額による。この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第六条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）
4 新中小企業者の行為については、私的独占禁止法第七条の二第二項の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

（第六条）この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下の会社及び個人であつて、ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの
第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一六年一二月三日政令第三八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の項の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一七年一月一七日政令第一四八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十二月一日）から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一七年一二月一三日政令第一五三号）抄
（施行期日）
この政令中、第八条第二項の表の改正規定は私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から、第十六条の次に一条を加える改正規定は商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一七年五月二〇日政令第一七五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一項の表商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の項の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一七年一〇月一三日政令第一七六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一八年四月二六日政令第一七七号）抄
（施行期日）
この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一九年八月三日政令第一三一八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の適用に関する経過措置

（第六十四条）施行日前にした行為及びこの附則の適用に関する経過措置

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一)

(施行期日) **九号** 抄

第一 条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三日政令第二七)

(施行期日) **五号** 抄

第一 条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日政令第一七)

四号 (平成二一年一〇月二八日政令第二五三号)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二一日政令第一五号)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月六日政令第一六号)

(施行期日) **1** この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日政令第一七)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額に関する経過措置) **2** この政令による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十三条の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額のうちこの政令の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該金額のうえで準用する場合を含む。とする。

ち同日前の期間に対応するものについては、な
お従前の例による。

(課徴金の納付の免除の通知に関する経過措置)

号) 抄

第一 条 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三日政令第二六〇)

(施行期日) **号** 抄

第一 条 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日政令第一七)

四号 (平成二一年一〇月二八日政令第二五三号)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二一日政令第一五号)

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月六日政令第一六号)

(施行期日) **1** この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日政令第一七)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額に関する経過措置) **2** この政令による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(令和元年法律第四十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

(事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算に関する経過措置)

第三条 改正法の施行の日前に旧法第七条の第二十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者は、当該事実の報告及び資料の提出に係る旧法第七条の二第一項に規定する違反行為について新法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに第三項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者についての報告等)の規定による通知とみなす。

第二条 改正法第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条の三第一項(新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第三項並びに第七条の八第三項及び第四項(これらの規定を新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正法の施行の日以後に改正法附則第六条第五項の規定によりなお従前の例によりされた改正法第二条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第七条の二第十八項の規定による通知とみなす。

第三条 改正法附則第六条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例により課徴金の額を計算する場合における旧法第七条の二第七項及び第九項の規定の適用については、同条第七項第一号及び次号において「新独占禁止法」という。「第四項」とあるのは、「第四項若しくは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)第二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下この号及び公正取引の確保に関する法律(以下この号及び次号において「新独占禁止法」という。)第七条の九第一項若しくは第二項」と、「第二十項」とあるのは、「第二十一項若しくは新独占禁止法第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項(新独占禁止法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」とする。

附 則 (令和五年四月一九日政令第一七)

この政令は、公布の日から施行する。